

証券コード 1866
(発送日) 令和6年6月7日
(電子提供措置開始日) 令和6年6月5日

株 主 各 位

長野市県町524番地

北野建設株式会社

代表取締役
会長兼社長

北野 貴裕

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権につきましては、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により事前に行使いただくことが可能です。株主総会にご出席されない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、令和6年6月25日(火曜日)午後5時までに行ってくださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権の行使

本招集ご通知5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

郵送による議決権の行使

本招集ご通知4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思があったものとして取り扱わせていただきます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kitano.co.jp/ir/library.php>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1866/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名(北野建設)又は証券コード(1866)をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年6月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 長野市西後町1625番地
北野文芸座
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 公益財団法人北野美術館への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記掲載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主さまへのお願い】

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 令和4年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供措置制度が開始されました。本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトへアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主さまに限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。
- 上記の法改正にかかわらず、今般は、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面にてお送りさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



スマート 招集

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/1866/>

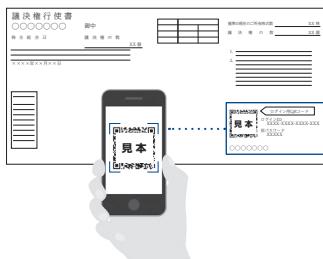


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金110.0円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は630,567,740円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 北野貴裕、山崎義勝、小澤善太郎、久保聡、宇田好文、矢崎ふみ子の各氏が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 再任	きたの たかひろ 北野貴裕 (昭和38年10月6日生)	平成3年8月 当社入社社長室長 平成4年6月 当社取締役社長室長 平成4年7月 SOLOMON KITANO MENDANA HOTEL LIMITED DIRECTOR (現任) 平成6年6月 当社常務取締役社長室・関連会社担当・東京本 社海外建設本部長 平成8年3月 SAKURA HANOI PLAZA INVESTMENT CO.,LTD. MANAGING DIRECTOR (現任) 平成10年6月 当社専務取締役東京本社管轄営業担当・関連事 業・海外建設担当 平成15年6月 当社代表取締役副社長 川中嶋土地開発(株) 代表取締役社長 (現任) 平成19年7月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員社長 (現任) 平成20年2月 (株)アサヒエージェンシー 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本オリンピック委員会 常務理事	10,036株
【取締役候補者とした理由】 北野貴裕氏は、当社入社以来、営業部門や海外グループ会社での経営に携わる等、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。平成19年に当社代表取締役会長兼社長に就任後は、幅広い人脈を駆使した営業活動と強力なリーダーシップにより当社グループの経営を指揮するとともに、事業活動の3原則として「品質、安全、コンプライアンス」を徹底し、企業価値、絶対価値の向上に取り組んで参りました。以上のことから、グループ全体を監督する適切な人材と判断し、当社グループの更なる発展のため、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2 再任	やまぎきよしかつ 山崎義勝 (昭和26年9月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年4月 当社東京本社建築部長 平成13年2月 当社本社建築部長 平成15年5月 当社本社建築本部副本部長・本社購買部長・本社積算部長 平成18年6月 当社本社建築本部副本部長(役員待遇) 平成19年7月 当社執行役員本社建築本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 本社建築本部長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員 本社建築事業本部長・安全管理本部長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 本社建築事業本部長・安全管理本部長 令和6年4月 当社取締役専務執行役員 技術本部長・建築事業本部長(現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 山崎義勝氏は、当社入社以来、建築事業部門に従事し、部門責任者を務める等、高い技術力と専門性の高い豊富な知見を有しております。また、取締役就任以降も強いリーダーシップを発揮して組織を統括するとともに、会社全般の経営に携わり、社業の発展に貢献して参りました。当社事業の更なる成長のために、同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3 再任	くぼ さとし 久保 聡 (昭和35年7月19日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社人事本部長 平成22年4月 当社管理本部人事部長 平成26年4月 当社管理本部付部長 平成27年4月 当社管理本部管理部長(社員厚生・人材開発担当) 平成28年4月 当社執行役員人事本部長 令和元年7月 当社執行役員人事本部長兼CSR推進室長 令和4年6月 当社取締役執行役員人事本部長兼CSR推進室長 令和5年7月 当社取締役上席執行役員人事本部長兼CSR推進室長(現任)	600株
<p>【取締役候補者とした理由】 久保聡氏は、当社入社以来、採用、人材開発、CSR推進分野での豊富な経験を有しております。現在は上席執行役員人事本部長兼CSR推進室長として、人事制度改革、ガバナンスの実効性向上、CSR関連の取組を推進しており、当社における豊富な業務経験と当社の企業価値向上及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4 新任	あきた たかゆき 秋田 孝之 (昭和38年12月9日生)	昭和61年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 平成5年7月 同行ロンドン支店支店長代理 平成13年3月 東京三菱証券(株)(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 出向 平成15年4月 同行営業第一本部営業第四部主任調査役 平成17年1月 同行事業戦略開発部次長(特命担当) 平成18年5月 同行投資銀行本部シンジケーション部次長 平成21年4月 同行シンガポール支店副支店長 平成24年5月 同行執行役員アセットファイナンス部長 平成26年5月 同行執行役員米州本部副本部長(特命担当)兼 ニューヨーク支店長兼MUFGユニオンバンク出向 平成28年5月 同行執行役員トランザクションバンキング部長 平成29年5月 生化学工業(株)入社 執行役員経営企画部長 平成30年6月 同社取締役上席執行役員(管理部門管掌) 令和5年7月 当社入社 上席執行役員経営管理本部長(現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 秋田孝之氏は、前職の銀行や証券会社において長年にわたって培ってきた深い専門知識や、海外業務での実績、豊富な人脈を有しております。また他社での取締役経験があり、当社入社後も上席執行役員経営管理本部長として、経営面でのリーダーシップを発揮して参りました。当社事業の更なる成長と発展のために、同氏が取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5 新任	みなみさわ みつや 南澤光弥 (昭和42年9月3日生)	平成2年4月 当社入社 平成22年4月 当社社長室次長兼経営企画室次長 平成25年4月 当社社長室次長兼CSR推進室長(次長待遇) 平成26年4月 当社本社建築事業本部付部長営業担当兼CSR推進室付 平成28年4月 当社本社建築事業本部営業統括部長兼CSR推進室付部長 平成29年7月 当社執行役員本社建築事業本部副本部長(営業担当)兼CSR推進室部長 令和5年1月 当社執行役員ブランディング・広報戦略室長兼CSR推進室部長 令和5年6月 当社執行役員東京建築事業本部(営業担当)兼ブランディング・広報戦略室長兼CSR推進室部長 令和6年4月 当社上席執行役員建築事業本部(渉外・営業担当)兼ブランディング・広報戦略室長兼CSR推進室部長(現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>南澤光弥氏は、当社入社以来、営業部門を中心に様々な部署での業務を経験し、顧客との関係構築や市場の開拓において優れた実績を残しております。経営企画やCSR推進分野での経験も豊富であり、役職を重ねる中でリーダーシップや戦略的思考を発揮し、組織の成長に貢献して参りました。当社事業の更なる成長と発展のために、同氏が取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p style="text-align: center;">6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div>	<p style="text-align: center;">う だ よし の り 宇田好文 (昭和16年8月17日生)</p>	<p>昭和41年 4月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話(株)(NTT)) 入社</p> <p>平成12年 4月 (株)NTTドコモ代表取締役副社長</p> <p>平成14年 6月 NTTリース(株)(現 NTTファイナンス(株)) 代表取締役社長</p> <p>平成20年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成22年 6月 Oakキャピタル(株)社外取締役</p> <p>平成24年 2月 デジタルポスト(株)取締役会長</p> <p>平成27年 6月 (株)フライトソリューションズ社外取締役(現任)</p> <p>令和 2年 6月 東銀リース(株)社外取締役</p>	一 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p>			
<p>宇田好文氏は、企業経営者としての豊富な経験と知見を有していることに加え、他社の社外取締役を歴任されており、当社取締役会においても的確な提言・助言をしていただいております。社外取締役として、その高い見識を当社の業務執行に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただきたいと考え、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
<p style="text-align: center;">7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div>	<p style="text-align: center;">や ざ き ふ み こ 矢崎ふみ子 (昭和24年2月5日生)</p>	<p>平成 2年 2月 公認会計士山田淳一郎事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所</p> <p>平成13年 1月 山田&パートナーズ会計事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) シニアマネージャー</p> <p>平成14年 4月 税理士法人山田&パートナーズ 代表社員 山田&パートナーズアカウンティング(株) 取締役(現任)</p> <p>平成27年 1月 税理士法人山田&パートナーズ 顧問(現任)</p> <p>平成28年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>令和 4年 1月 日本年金機構 非常勤監事(現任)</p>	一 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p>			
<p>矢崎ふみ子氏は、税理士として長年の経験の中で培われた税務会計関係の専門知識や知見を有しております。同氏はこれまでも社外取締役として、当社取締役会において専門的な見地からの的確な提言・助言をしていただいております、その高い見識を当社の経営やコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただきたいと考え、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宇田好文氏及び矢崎ふみ子氏は社外取締役候補者です。
3. 宇田好文氏及び矢崎ふみ子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって宇田好文氏が16年、矢崎ふみ子氏が8年です。
4. 当社は、宇田好文氏及び矢崎ふみ子氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
5. 当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しておりますが、各候補者が再任または選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しています。

第3号議案

公益財団法人北野美術館への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社は地域密着型経営を経営方針の一つとして掲げ、地域社会への貢献を念頭に様々な社会貢献活動を行っております。

公益財団法人北野美術館（以下、「本財団」）は、収蔵する日本画、洋画、彫刻、書跡、工芸品などの美術品を広く公開することにより、地域文化の向上に寄与する目的で、昭和43年3月に長野県下初の私立美術館として開館しました。平成23年4月1日より長野県知事から公益認定を受け「公益財団法人北野美術館」に移行し社会貢献への取り組みをさらに強化しております。

本財団の継続的な地域貢献活動を支援することは、中長期的な観点から、地域密着型経営を標榜する当社の理念に合致するものであり、当社の企業価値向上に貢献すると考えております。

そこで、本財団の地域貢献活動を継続的に実施するための活動原資を当社株式の配当等により安定的に拠出することを可能とするために、当社は、本財団に対して第三者割当の方法により特に有利な払込金額で自己株式を処分いたしたく存じます。

上記の趣旨、目的のために、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えており、会社法第199条（募集事項の決定）及び同法第200条（募集事項の決定の委任）の各規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

なお、令和6年5月14日開催の当社取締役会において、本議案が承認されることを条件として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、30万株または12億円を上限とする自己株式の取得を行うこと、ならびに会社法第178条の規定に基づき、50万株の自己株式の消却を行うことを決議しております。

処分する自己株式の内容

①処分株式数	普通株式 500,000株 (発行済株式総数に対する割合7.3%*)
②処分価額	1株につき1円
③資金調達の額	500,000円
④募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先	公益財団法人 北野美術館
⑥処分期日	未定
⑦決定の委任その他	上記に定めるもののほか、募集事項その他自己株式の処分に必要なる一切の事項は、当社取締役会の決議により決定します。

* 令和6年3月31日現在の発行済株式総数6,836,853株に対して計算しております。

財団の概要

①名称	公益財団法人 北野美術館
②所在地	長野県長野市若穂綿内7963番地2
③代表理事	北野 貴裕
④活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、彫刻等の美術作品の収集、保存、展示 ・ 美術作品その他資料に関する専門的、技術的研究調査 ・ 美術に関する講演会、映写会、研究会、展示会等の開催 ・ 美術作品に関する案内書、目録、図書等各種資料の作成及び頒布 ・ 美術館活動における教育普及 ・ 展示室等の賃貸 ・ 庭園の維持管理 ・ 入館者等へ利便供与のための売店等の事業 ・ その他
⑤活動原資	年間70百万円～100百万円
⑥設立年月日	昭和42年11月6日

以上

事業報告

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ禍明け後の需要回復はすでに一巡し、個人消費は物価高の影響で対面型サービスへの支出の伸びが鈍く、持ち直しが一服、一方、企業部門では企業利益の増加が続き、設備投資意欲は底堅く、内需を中心に緩やかに持ち直しています。しかしながら世界経済におきましては、欧米経済の物価高や金融引き締めの影響による減速の可能性、資源価格の動向や為替変動など海外情勢の不安定さや海外経済の回復ペースの鈍化の影響を受けており、引き続き日本経済への影響に十分注意する必要があります。

当社グループが主に事業を展開している建設業界においては、政府建設投資は底堅く推移しており、民間建設投資も持ち直しの動きがみられておりますが、労働者不足や労務費の上昇、原材料価格の高騰、為替変動、同業他社との厳しい受注環境の激化等、引き続き注視が必要な状況が続いております。また、連結子会社のホテル事業につきましても、諸外国における各種規制の撤廃の影響により、コロナ禍前の水準への回復基調にあります。

かかる状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高849億64百万円（前期比0.4%減）、営業利益48億4百万円（前期比22.2%増）、経常利益50億73百万円（前期比16.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益39億2百万円（前期比96.3%増）となりました。

当連結会計年度における当社の受注高につきましては、建築工事の「公益財団法人倉石地域振興財団 栗田病院新棟新築工事」、「新光電気工業株式会社 新井工場 新棟建設工事（建築）」、「オリンパス株式会社 技術開発センター石川 O³プロジェクト Phase 3・Phase 4 工事」等の大型工事もあり、総額では907億98百万円（前期比12.5%増）となりました。受注工事の工事別内訳としては、建築工事が約93%、土木工事が約7%であり、発注者別内訳では、官公庁工事が約14%、民間工事が約86%となりました。当社の完成工事高につきましては、建築工事の「（仮称）DPL長野千曲Ⅱ新築工事」、「株式会社バルーナ吉見ロジスティクスセンター増築工事」、「（仮称）Dタワー富山新築工事」等の大型工事の完成により、総額では、806億81百万円（前期比1.4%減）となりました。完成工事の工事別内訳としては、建築工事が約89%、土木工事が約11%であり、発注者別内訳では、官公庁工事が約11%、民間工事が約89%となりました。

当社の兼業事業売上高につきましては、12億57百万円（前期比0.8%増）となり、最終的な当社の総売上高は819億39百万円（前期比1.3%減）となりました。

当社の事業年度における各利益につきましては、営業利益44億55百万円（前期比12.2%

増)、経常利益46億58百万円(前期比11.6%増)、当期純利益33億78百万円(前期比112.4%増)となりました。

セグメント別売上高

(単位:百万円)

セグメント別	第78期 (前連結会計年度) 令和5年3月期		第79期 (当連結会計年度) 令和6年3月期		前 増 比 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
建 設 事 業	82,492	96.8%	81,352	95.8%	△1.4%
ゴ ル フ 場 事 業	282	0.3	268	0.3	△4.7
ホ テ ル 事 業	1,696	2.0	2,548	3.0	50.2
広 告 代 理 店 事 業	876	1.0	882	1.0	0.6
消 去 又 は 全 社	△70	△0.1	△87	△0.1	25.2
合 計	85,277	100.0	84,964	100.0	△0.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の企業集団の設備投資の総額は、6億58百万円であり、その主なものは、当社における福利厚生施設の取得費用2億20百万円のほか、子会社の広告代理店事業における備品等の取得5百万円、ゴルフ場事業における施設維持等に関する費用41百万円、ホテル事業における施設維持等に関する費用38百万円等です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中につきましては、増資等特記すべき調達は行っていません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第76期 令和3年3月期	第77期 令和4年3月期	第78期 令和5年3月期	第79期 (当連結会計年度) 令和6年3月期
売上高 (百万円)	75,265	60,103	85,277	84,964
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,804	1,739	1,988	3,902
1株当たり当期純利益 (円)	290.71	280.54	327.76	673.60
総資産 (百万円)	69,649	65,500	74,761	77,829
純資産 (百万円)	36,403	37,501	38,861	43,693
1株当たり純資産額 (円)	5,786.54	5,966.43	6,445.68	7,524.80

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。また期中平均発行済株式総数については自己株式を控除して算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
川中嶋土地開発株式会社	百万円 100	% 91.69	ゴルフ場の経営
ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド	千SI\$ 10,000	% 100.00	ソロモンキタノメンダナホテルの経営
サクラハノイプラザインベストメント カンパニーリミテッド	千US\$ 20,000	% 99.50	ホテルデュパルクハノイのホテル 事業への投資
株式会社アサヒエージェンシー	百万円 100	% 59.52	広告代理店

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、経営方針として「コンプライアンスの重視とコーポレート・ガバナンスの強化」を掲げています。コンプライアンスの強化は企業に課せられた重要な命題であると認識し、全役職員に対する啓蒙を日々実践継続しています。また、企業を取り巻く各種リスクへ適切に対応するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。当社及び当社グループにおいてはコーポレート・ガバナンスの強化と併せ、「品質管理・安全管理・コンプライアンス遵守の徹底」を事業活動の3原則として重点管理することによって経営効率の改善に向けて積極的に取り組んで参ります。

具体的には、施工面において安全管理、品質管理、工程管理、予算管理等の各種管理を徹底することで顧客の皆様に対して「高品質・高付加価値なものづくり」の提供を目指して参ります。営業面においては受注段階における工事案件の内容を精査し収益性重視の基本方針に基づき意思決定の迅速化、権限と責任の明確化を図り、安定的な受注確保を目指して参ります。人事面においては建設系人材の採用が難しい環境にあり、積極的なキャリア採用を行っています。財務面においては引き続き財務健全性を堅持し、株主の皆様方に対する安定的な配当を実施することが当社の最重要課題であると認識し継続して参ります。

(経営理念及び経営方針等)

(経営理念)

「顧客からの信頼を第一義に考え、高品質・高付加価値なものづくりに徹し、社会の期待に応え、ともに発展する」

(経営方針)

1. 高品質・高付加価値なものづくり
2. コンプライアンスの重視とコーポレート・ガバナンスの強化
3. 地域密着型経営
4. 積極かつ堅実経営

(事業活動の3原則)

「品質管理」

ものづくり企業として顧客からの要望の実現に向け取り組むことを第一義の使命と考え、高品質・高付加価値な商品の提供と、絶え間ない技術変革に対応する技術者の育成に努めて参ります。

「安全管理」

すべての役職員ならびに工事に携わる協力企業の作業員は、労働安全衛生管理を徹底し、労働災害およびその他災害事故の発生を防止します。

「コンプライアンスの徹底」

法令や社会規範を遵守し、経営に健全なコーポレート・ガバナンスが機能し、かつ確保されるよう努めて参ります。

(各指針等)

1. 高品質・高付加価値なものづくり
 - 1) コンプライアンスの徹底
 - 2) 営業・現業部門間の情報共有による顧客ニーズの把握徹底
 - 3) 各種リスクの認識と適切な管理（情報の共有化徹底）
2. 営業指針
 - 1) 選別受注の徹底（収益性と債権保全の重視）
 - 2) 計画的な顧客訪問実施による情報収集の徹底
 - 3) 土地情報等の優良情報の収集及び分析
3. 人財・組織戦略
 - 1) 適材適所の徹底、社員配置の適正化
 - 2) 社員教育の徹底、研修制度の充実、世代間の技能・知識継承
 - 3) 業務効率化による過重労働時間の削減
4. 財務戦略
 - 1) 安定配当の継続
 - 2) 健全な財務体質の堅持

(サステナビリティおよび人的資本に関する方針等)

当社及びグループ会社は、サステナビリティの実践に向けて、最も重要な経営資源である人財に対して採用・育成などに積極的な投資を行うことで、持続的に企業価値向上することを目指しています。

(5) 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

セグメント区分	主要な事業内容	会社
建設事業	建築土木の設計施工及び建設に関する情報収集	北野建設株式会社
ゴルフ場事業	ゴルフ場経営	川中嶋土地開発株式会社
ホテル事業	ホテル経営	北野建設株式会社 ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド サクラハノイプラザインベストメントカンパニー リミテッド
広告代理店事業	広告の代理店	株式会社アサヒエージェンシー

(6) 主要な事業所 (令和6年3月31日現在)

北野建設株式会社	本社	長野県長野市県町524番地
	支店	東京、大阪、松本
	営業所	上田、軽井沢、佐久、白馬、上越、富山、飯田、諏訪、安曇野、横浜、埼玉、千葉
川中嶋土地開発株式会社	本社	長野県長野市
ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド	ホテル	ソロモン諸島国ホニアラ市
サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッド	本社	中国香港
株式会社アサヒエージェンシー	本社	長野県長野市

(7) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,094名	-

(注) 従業員数は就業人員であり、当連結会計年度より従業員数に契約社員を含めて記載しているため、前期との比較は行っていません。

(8) 主要な借入先の状況 (令和6年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,836,853株 |
| (3) 株主数 | 4,299名（前期末比706名減） |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数	持株比率
一 般 財 団 法 人 北 野 財 団	800千株	13.96%
北 野 管 財 合 同 会 社	483千株	8.44%
(株) テ ル ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	434千株	7.57%
共 栄 火 災 海 上 保 険 (株)	316千株	5.52%
(株) 八 十 二 銀 行	274千株	4.78%
(株) 三 菱 U F J 銀 行	274千株	4.78%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	176千株	3.08%
(株) 松 屋	136千株	2.38%
浅 井 輝 彦	113千株	1.97%
東 映 (株)	111千株	1.95%

- (注) 1. 当社は自己株式1,104,419株を所有していますが、上記大株主からは除いています。
 2. 持株比率は自己株式1,104,419株を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 執行役員社長	北野 貴裕	(株)アサヒエージェンシー 代表取締役会長 川中嶋土地開発(株) 代表取締役社長 SOLOMON KITANO MENDANA HOTEL LIMITED DIRECTOR SAKURA HANOI PLAZA INVESTMENT CO., LTD. MANAGING DIRECTOR
取締役 執行役員	山崎 義勝	技術本部長兼安全管理本部長兼本社建築事業本部長
取締役 執行役員	小澤 善太郎	本社建築事業本部 渉外・営業担当
取締役 執行役員	久保 聡	人事本部長兼CSR推進室長
取締役	宇田 好文	(株)フライトソリューションズ 社外取締役
取締役	矢崎 ふみ子	山田&パートナーズアカウンティング(株) 取締役 税理士法人山田&パートナーズ 顧問 日本年金機構 非常勤監事
常任（常勤）監査役	滝沢 登	
監査役	尾和 慶禰	税理士法人尾和税経事務所 社員
監査役	西田 孝	
監査役	酒井 光一	

- (注) 1. 取締役 宇田好文、矢崎ふみ子は社外取締役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 監査役 尾和慶禰、西田孝及び酒井光一は社外監査役です。
3. 常任（常勤）監査役 滝沢登、監査役 尾和慶禰、西田孝、酒井光一は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・常任（常勤）監査役 滝沢登は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験を有しています。
 - ・監査役 尾和慶禰は税理士の資格を有しています。
 - ・監査役 西田孝及び酒井光一は金融機関における長年の経験を有しています。
4. 当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当社は執行役員制度を導入しており、令和6年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

役 職	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	秋 田 孝 之	経営管理本部長
執 行 役 員	山 仲 健 司	東京建築事業本部長兼安全管理本部副本部長兼技術本部担当兼海外建設担当
執 行 役 員	南 澤 光 弥	東京建築事業本部（営業担当）兼ブランディング・広報戦略室長兼CSR推進室部長
執 行 役 員	倉 科 和 喜	本社建築事業本部副本部長（建築、社寺、リフォーム、積算担当）兼安全管理本部副本部長兼技術本部担当
執 行 役 員	小 林 政 勝	東京建築事業本部（営業担当）兼関西地区担当
執 行 役 員	守 安 修 一	本社建築事業本部（購買担当）兼技術本部担当兼設計部長
執 行 役 員	丸 山 讓	土木事業本部長兼安全管理本部副本部長兼技術本部担当
執 行 役 員	村 田 岳 央	東京建築事業本部副本部長（技術担当）兼技術本部担当兼東京建築事業本部建築部長
執 行 役 員	有 賀 正 美	東京建築事業本部（積算担当）兼技術本部担当兼東京建築事業本部購買部長
執 行 役 員	坂 本 千 尋	本社建築事業本部（営業担当）
執 行 役 員	塩 沢 豪	本社建築事業本部（営業担当）
執 行 役 員	上 原 秀	松本支店長
執 行 役 員	松 本 吉 生	東京建築事業本部（営業担当）

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月25日の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りです。

1. 基本的な考え方

- ・取締役各人の役位、役割、責務に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、企業価値の向上に資する報酬体系とする。
- ・優秀な経営陣の確保に資するよう、競争力のある報酬水準とする。
- ・経営目標に対する達成度に連動した業績連動型報酬を含む報酬体系とする。

2. 取締役の固定報酬及び業績連動型報酬に関する方針

(i) 支給割合

取締役（社外取締役を除く）に対しては、固定報酬（月例報酬）と業績連動型報酬としての賞与を支給する。社外取締役に対しては、経営の監督機能を高めるため、固定報酬のみを支給する。

報酬額全体における固定報酬と業績連動型報酬の割合は、概ね下表を目安とする。

役位	固定報酬（月例報酬）	業績連動型報酬（賞与）
代表取締役	75%	25%
取締役（社外取締役を除く）	75%	25%
社外取締役	100%	—

(ii) 固定報酬（月例報酬）

固定報酬（月例報酬）の取扱いは、次の通りとする。

- ・固定報酬は、役位（執行役員を兼務する場合は、執行役員の役位も考慮する。以下同じ）ごとに、その役割、責務等を総合的に考慮して、決定する。
- ・固定報酬の合計額は、業績連動型報酬（賞与）の合計額と合わせ、株主総会決議に基づく取締役の報酬の枠内に収まることを前提とする。
- ・取締役に選任された場合は選任日が属する月の翌月から固定報酬を支給し、取締役が退任した場合は退任日が属する月まで固定報酬を支給するものとする。
- ・取締役が役位を変更した場合は、原則として役位が変更となった月の翌月から、変更後の役位に従って、支給する報酬額を改定する。

(iii) 業績連動型報酬（賞与）

業績連動型報酬（賞与）の取扱いは、次の通りとする。

- ・業績連動型報酬の合計額は、固定報酬（月例報酬）の合計額と合わせ、株主総会決議に基づく取締役の報酬の枠内に収まることを前提とする。
- ・各取締役（社外取締役を除く。以下（iii）において同じ）の業績連動型報酬は、対象となる事業年度（4月1日～3月31日）に係る営業利益及び当期純利益を業績指標として、対外的に公表した同事業年度に係る予想値に対する達成状況及び取締役の寄与度、対象となる事業年度末日時点の当該取締役の役位に応じて、0円から固定報酬の5ヵ月分の範囲で、翌事業年度の5月頃に決定し、同6月末を目処に支給する。
- ・支給対象者に重大なコンプライアンス違反等があった場合は、業績連動型報酬を不支給又は減額する場合がある。
- ・対象となる事業年度途中で退任した取締役には、業績連動型報酬は支給しない。

(iv) 個人別報酬の決定

- ・取締役の個人別報酬は、『1. 基本的な考え方』、『2. 取締役の固定報酬及び業績連動型報酬に関する方針』に基づき、代表取締役及び社内スタッフにおいて、経済情勢、当社業績、従業員給与とのバランス等を考慮した原案を作成し、社外取締役に提出する。
- ・社外取締役は、原案について本決定方針との整合性及び報酬水準として妥当性並びに報酬決定のプロセスの適正性を確認し、意見を添えて、取締役会に提出する。
- ・取締役会において、固定報酬及び業績連動型報酬の総額を決定し、固定報酬及び業績連動型報酬の各取締役の個人別の内容の決定を代表取締役に一任する。
- ・代表取締役は、取締役会の一任を受けて、固定報酬及び業績連動型報酬の各取締役の個人別の内容を決定する。

3. 取締役の非金銭報酬等（株式報酬）に関する方針

当社は、株主との一層の価値共有や中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役以外の取締役が固定報酬（月例報酬）より一定額を役員持株会に拠出し、取得した自社株式は在任中及び退任後一定期間継続して保有することとしているため、非金銭報酬等は支給しない。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	230 (14)	181 (14)	49 (-)	- (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	44 (14)	37 (14)	7 (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	275 (28)	219 (28)	56 (-)	- (-)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役・監査役の報酬の額には、役員賞与引当金の繰入額56百万円が含まれています。
3. 業績連動報酬に係る経営指標は単体決算の営業利益及び当期純利益であり、その実績は営業利益4,455百万円、当期純利益3,378百万円です。当該指標を選択した理由は対外開示した業績予想値の達成状況により取締役の業績への寄与度を判断することが適切と判断したためです。当社の業績連動報酬は、対象となる事業年度の当該取締役の役位に応じて、0円から固定報酬の5ヶ月分の範囲で算定しています。
4. 取締役会は、代表取締役会長兼社長執行役員社長北野貴裕に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績への寄与度を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績への寄与度について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

5. 取締役の金銭報酬額は、平成19年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額480百万円以内と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。
 監査役の金銭報酬額は、平成19年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しています。
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役3名）です。
6. 平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しています。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりです。なお、支給時期は各役員の退任時としています。
- ・取締役1名 55百万円
 - ・監査役1名 1百万円（うち社外監査役1名 1百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取 締 役 会 （ 5 回 開 催 ）	監 査 役 会 （ 6 回 開 催 ）
宇 田 好 文 （社外取締役）	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、必要に応じて議案の審議に必要な発言を行っています。なお、同氏は企業経営者としての豊富な経験と知見を有していることに加え、他社の社外取締役を歴任しており、取締役会において的確な提言・助言等、期待する役割を果たしています。	—
矢 崎 ふみ子 （社外取締役）	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、必要に応じて議案の審議に必要な発言を行っています。なお、同氏は税理士としての長年の経験の中で培われた税務会計関係の専門知識や知見を有しており、取締役会において専門的な見地からの的確な提言・助言等、期待する役割を果たしています。	—
尾 和 慶 瀬 （社外監査役）	取締役会5回全てに出席し、必要に応じて発言を行っています。	監査役会6回全てに出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。
西 田 孝 （社外監査役）	取締役会5回全てに出席し、必要に応じて発言を行っています。	監査役会6回全てに出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。
酒 井 光 一 （社外監査役）	就任後の取締役会4回に出席し、必要に応じて発言を行っています。	就任後の監査役会4回に出席し、監査役会における議案審議のための発言を行っています。

② 他の法人等との兼職状況

- ・取締役宇田好文氏は㈱フライトソリューションズ社外取締役を兼職しています。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役矢崎ふみ子氏は山田&パートナーズアカウンティング㈱取締役、税理士法人山田&パートナーズ顧問、日本年金機構非常勤監事を兼職しています。なお、これらの各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役尾和慶禰氏は税理士法人尾和税経事務所社員を兼職しています。なお、当社は税理士法人尾和税経事務所との間で、税務業務の顧問契約を結んでいます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 A & A パートナーズ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			32百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などを勘案し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針を次のとおり決議しています。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ会社の役職員は法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため「北野建設グループ企業行動指針」に基づいて行動することを徹底する。また、行動指針に則り、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的行為は行わない。
取締役及び従業員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、内部通報制度規則に基づき速やかに対処する。なお、内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書取扱要綱に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、収益、品質、災害、環境、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を設け、当社及びグループ会社についてのリスク管理規則を定め、リスク管理体制を構築する。
 - ② 各部門の長は自部門に関するリスク管理体制を明確にし、リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。
 - ③ 内部監査部門は部署ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委任し、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念する。
 - ② 執行役員会は原則として毎月開催し、執行役員会規則に定める事項を決議し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ 取締役会は定期的で開催し、取締役会規程に定める重要事項を決議する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 北野建設グループ企業行動指針、リスク管理規則をグループ会社にも適用し、当社及びグループ会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口をグループ会社にも開放し周知することにより、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
 - ② 組織規則に基づきグループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ③ 担当部署は、グループ会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
 - ④ 担当部署は、グループ会社に重大なリスクが発生した場合は、速やかに報告を受ける体制を整える。
 - ⑤ グループ会社に対して、内部監査部門による監査を実施する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合には、必要に応じて監査役付担当者を選任する。
 - ② 監査役付担当者が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の役職員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ② 内部通報の調査結果、リスク管理委員会、査問委員会等の活動状況を速やかに監査役に報告する。
 - ③ 重要事項の稟議書は決裁後、速やかに監査役に供覧する。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、必要に応じて法律、会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 監査役は、必要に応じて重要な会議に出席することができ、また意見を述べることができる。
 - ③ 監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、いかなるときも取締役及び使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の意思統一を図り、全社一丸となって業務に邁進することを目的として「経営理念」「経営方針」を明示し、業務の根底にある考え方を示し、共有しています。

また、法令の遵守に加え、社会から倫理的に求められる行動について定めた「北野建設グループ企業行動指針」の当社及びグループ会社の役職員への周知・教育を実施し、浸透を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社の主要な損失の危険について、取締役会及び執行役員会等を通じて各部門の長から定期的に報告を受けるとともに、リスク管理委員会において、管理状況の確認を行いました。

また、情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規則及び情報機器取り扱い要綱を制定し、情報の管理及びセキュリティ対策を図っています。

また、当社は、大地震・台風・大雨・洪水・大雪・火山噴火による被害を軽減するための対策及び準備を行うため、事業継続計画書を整備し、当事業年度においては、安否確認サービスを利用した安否確認訓練を計15回、災害用伝言板サービスを利用した安否確認訓練を計2回実施、総合訓練は2回実施しました。対策本部会議は2回開催しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しています。当事業年度においては、取締役会を計5回開催しました。

また、当社は、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、各々の機能の活性化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しており、迅速かつ戦略的な経営を図っています。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ会社の経営管理については、当社の経理部にてグループ会社の状況に応じて管理するとともに、リスク管理規則等に基づき、グループ会社から当社の担当部署に対して速やかに報告を受けています。
また、内部監査部門は、グループ会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役の監査機能強化を図るため、他部署と兼務の使用人を監査役付担当者として選任し、当該使用人が監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事しています。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議し決定しています。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及びグループ会社の役職員は、取締役会及び執行役員会等において、重要な職務の遂行状況を監査役に報告しています。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社は、前号の報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保することを目的として、内部通報制度規則を整備し、当社及びグループ会社の役職員に周知・運用しています。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定めて、当該方針を適切に運用しています。
- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当事業年度においては、意見交換会を代表取締役と計2回、会計監査人と計4回、それぞれ実施したほか、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席しています。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	45,272	流動負債	29,490
現金及び預金	26,326	支払手形・工事未払金等	10,193
受取手形・完成工事未収入金等	13,329	電子記録債務	7,391
販売用不動産	3,288	未払法人税等	527
未成工事支出金	100	未成工事受入金	8,145
開発事業等支出金	763	開発事業等受入金	11
その他の棚卸資産	247	賞与引当金	516
その他	1,247	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△30	完成工事補償引当金	485
固定資産	32,556	その他	2,158
有形固定資産	19,902	固定負債	4,645
建物及び構築物	17,032	退職給付に係る負債	68
機械装置及び運搬具	3,163	会員預託金	1,664
工具、器具及び備品	3,181	繰延税金負債	1,874
コース勘定	770	債務保証損失引当金	753
土地	10,073	その他	284
建設仮勘定	4	負債合計	34,135
その他	94	純資産の部	
減価償却累計額	△14,417	株主資本	38,175
無形固定資産	315	資本金	9,116
その他	315	資本剰余金	3,188
投資その他の資産	12,338	利益剰余金	29,060
投資有価証券	9,360	自己株式	△3,189
長期貸付金	43	その他の包括利益累計額	4,959
退職給付に係る資産	1,024	その他有価証券評価差額金	4,107
繰延税金資産	16	為替換算調整勘定	757
その他	1,922	退職給付に係る調整累計額	93
貸倒引当金	△27	非支配株主持分	558
資産合計	77,829	純資産合計	43,693
		負債純資産合計	77,829

連結損益計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
完 成 工 事 原 高 価	80,681	
完 成 工 事 原 高 価	71,987	
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	4,282	8,694
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	2,484	
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	84,964	1,798
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	74,471	
総 利 益		10,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,688
営 業 外 収 益		4,804
受 取 配 当 金	18	
受 取 替 買 取 戻 差 益	181	
為 替 取 戻 差 益	45	
会 員 保 険 解 約 の 費 用	15	
そ の 他	37	
	24	322
営 業 外 費 用		
支 払 金	32	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	17	
雑 経 常 利 益	4	54
特 別 利 益		5,073
特 固 定 資 産 売 却 益	4	4
特 固 定 資 産 処 分 損	5	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,064
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,217	
法 人 税 等 調 整	△71	1,146
当 期 純 利 益		3,918
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		15
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,902

連結株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和5年4月1日 残高	9,116	3,188	25,811	△2,554	35,562
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△653	-	△653
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,902	-	3,902
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△634	△634
自 己 株 式 の 処 分	-	0	-	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	3,248	△634	2,613
令和6年3月31日 残高	9,116	3,188	29,060	△3,189	38,175

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和5年4月1日 残高	2,132	△0	581	42	2,756	543	38,861
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△653
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,902
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△634
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,975	0	176	51	2,202	14	2,217
連結会計年度中の変動額合計	1,975	0	176	51	2,202	14	4,831
令和6年3月31日 残高	4,107	-	757	93	4,959	558	43,693

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称
 - 川中嶋土地開発株式会社
 - ソロモンキタノメンダナホテルリミテッド
 - サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッド
 - 株式会社アサヒエージェンシー

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
 - 株式会社キタノプロパティ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（(株)キタノプロパティ）及び関連会社（(株)戸隠、(株)須坂スクールランチサービス、(株)マウント長和）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社のうちソロモンキタノメンダナホテルリミテッド及びサクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッドの決算日は、令和5年12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、令和6年1月1日から連結決算日令和6年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

開発事業等支出金

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっています。ただし、建物（附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用不動産は定額法によっています。在外連結子会社は、所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。
- ④ 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。
- ⑥ 債務保証損失引当金
債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の翌連結会計年度から費用処理しています。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 建設事業

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

工事契約は、当社の義務の履行により資産が生じる又は資産の価値が増加し、資産が生じる又は資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

建設工事の取引の対価は、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しています。進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しています。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で売上債権に振り替えています。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債(未成工事受入金)として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

② ホテル事業

ホテル事業では、宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っています。当該履行義務はサービス提供が完了した一時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しています。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けています。

③ ゴルフ場事業

ゴルフ場事業では、利用約款等に基づき、会員及びその他顧客に対してゴルフ場施設の利用サービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は施設の利用時に充足されます。また主な取引の対価は、プレイフィーなどのゴルフ場の利用料であり、施設の利用終了時に受領しています。

④ 広告代理店事業

広告代理店事業については、主に各種メディアへの広告出稿及び広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供を行っています。広告出稿に関しては、主にメディアに広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しています。広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供については、主に制作物の顧客の検収又は役務提供により当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しています。なお、各種役務収益の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けています。

建設事業及び広告代理店事業に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

海外工事における必要資金の調達について先物為替予約を利用しています。これによりキャッシュ・フローが固定され、円安方向への為替変動による工事収支の悪化を回避しています。

③ ヘッジ方針

先物為替予約の締結は、稟議決裁を受けた後にこれを行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行われています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しています。

5. 会計方針の変更

該当事項はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
完成工事高

79,511百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

建設事業における工事契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しています。

工事の進捗度は、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって算定しており、工事原価総額について、決算日時点での入手可能な情報に基づき金額を見積もっています。ただし、工事原価総額は、将来の工事契約の追加・変更、資材や賃金などの価格変動、天候など様々な不確実な要因により変動することがあり、最終的な工事原価総額とは異なる可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
有形固定資産
無形固定資産

19,902百万円

315百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っています。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しています。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

(3) 債務保証損失引当金の計上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

債務保証損失引当金	753百万円
-----------	--------

② 当社は、出資している被保証先の借入金について、他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件とする株主サポート契約を差し入れています。

また、株主間契約において、当社は他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、被保証先が発行したA種優先株式の買い取り義務を負っています。

被保証先の事業環境、経営成績、財政状態、借入残高及び当社出資割合を考慮して損失負担見込み額を算定していますが、この見積りは、将来の不確実な経済状況及び被保証先の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形・完成工事未収入金等」のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産は次のとおりです。

受取手形	47百万円
売掛金	376百万円
完成工事未収入金	2,178百万円
契約資産	10,726百万円

(2) 「その他（流動負債）」のうち契約負債は次のとおりです。

前受金	3百万円
-----	------

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、下記の資産を供託しています。

有価証券	－百万円
投資有価証券	33百万円

② 担保に供している資産

土地	1,160百万円
建物	316百万円

③ 担保に係る債務

短期借入金	－百万円
-------	------

(4) 保証債務に関する注記

次の会社の金融機関からの借入金に対し、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件とする株主サポート契約を差し入れています。

ソヤノウッドパワー株式会社	5,447百万円
---------------	----------

また、株主間契約において、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社が発行したA種優先株式500百万円の買い取り義務を負っています。なお、同社に対する当社の出資割合は8.3%です。

当連結会計年度において、債務保証損失引当金を753百万円計上しています。

8. 連結損益計算書に関する注記

「兼業事業売上高」のうち顧客との契約から生じる収益

兼業事業売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「11.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	6,836,853株
------	------------

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和5年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	653百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	110.0円
基準日	令和5年3月31日
効力発生日	令和5年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和6年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	630百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	110.0円
基準日	令和6年3月31日
効力発生日	令和6年6月27日

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行借入により資金を調達しています。デリバティブは、海外工事に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先ごとの信用状況を検討する体制としています。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握しています。

投資有価証券（有価証券を含む）は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、経理部において四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、経理部において市場金利動向を把握しています。

デリバティブ取引は、海外工事に係る為替変動リスクに備えるため、現地工事資金の調達につき為替予約取引を行っています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券（※2）	8,062百万円	8,062百万円	－百万円
資産計	8,062百万円	8,062百万円	－百万円
デリバティブ取引	－百万円	－百万円	－百万円

（※1）「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであるから、記載を省略しています。

（※2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,297百万円

なお、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差異は以下のとおりです。

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,882百万円	2,006百万円	5,876百万円
	債券	22百万円	22百万円	0百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－百万円	－百万円	－百万円
	債券	156百万円	161百万円	△4百万円
合計		8,062百万円	2,190百万円	5,872百万円

(注)．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
① 現金及び預金	26,326百万円	－百万円	－百万円	－百万円
② 受取手形・ 完成工事未収入金等	2,603百万円	－百万円	－百万円	－百万円
③ 投資有価証券のうち 満期があるもの				
・ 国債・地方債	－百万円	34百万円	100百万円	－百万円
・ 社債	－百万円	50百万円	－百万円	－百万円
合計	28,929百万円	84百万円	100百万円	－百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,882百万円	－百万円	－百万円	7,882百万円
社債	－百万円	49百万円	－百万円	49百万円
国債・地方債	33百万円	96百万円	－百万円	130百万円
デリバティブ取引				
通貨関連	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
資産計	7,916百万円	145百万円	－百万円	8,062百万円

(注)．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				合計
	建設事業	ゴルフ場事業	ホテル事業	広告代理店事業	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	1,465百万円	259百万円	2,539百万円	814百万円	5,078百万円
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	79,511百万円	－百万円	－百万円	－百万円	79,511百万円
顧客との契約から生じる収益	80,977百万円	259百万円	2,539百万円	814百万円	84,590百万円
その他の収益	373百万円	－百万円	－百万円	－百万円	373百万円
外部顧客への売上高	81,350百万円	259百万円	2,539百万円	814百万円	84,964百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,097百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,603百万円
契約資産（期首残高）	9,565百万円
契約資産（期末残高）	10,726百万円
契約負債（期首残高）	7,942百万円
契約負債（期末残高）	8,149百万円

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,942百万円です。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は1,321百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、70,173百万円です。当該履行義務は、建設事業における建設工事に関するものであり、期末日後1年以内に約83%、残り約17%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,524円80銭
1株当たり当期純利益	673円60銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

当社は、令和6年5月14日開催の取締役会において、公益財団法人北野美術館（以下、「本財団」）の活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うこと、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得を行うこと、ならびに会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、令和6年6月26日開催予定の当社第79回定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。また、本自己株式の取得および消却に関しましては、同株主総会にて本自己株式の処分が承認されることを条件に実施するものといたします。

自己株式の処分、取得及び消却に係る諸条件は下記のとおりです。

(1)自己株式の処分

①処分株式数	普通株式 500,000株
②処分価額	1株につき1円
③資金調達額	500,000円
④募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先	公益財団法人 北野美術館
⑥処分期日	未定
⑦その他	本自己株式の処分については、令和6年6月26日開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に係る他の事項は、当該株主総会后における取締役会において決議します。

(2)自己株式の取得

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得しうる株式の総数	300,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	1,200百万円（上限）
④取得期間	令和6年6月26日開催予定の当社定時株主総会終結時から令和7年3月28日まで
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付け
⑥その他	自己株式の取得は、上記(1)の自己株式の処分に関する株主総会の承認を条件とする。

(3)自己株式の消却

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の総数	500,000株（上限）
③消却予定日	令和6年6月28日（予定）
④その他	自己株式の消却は、上記(1)の自己株式の処分に関する株主総会の承認を条件とする。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 6 年 5 月 17 日

北野建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征 仁
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉村 仁 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北野建設株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北野建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は令和6年5月14日開催の取締役会において、第79回定時株主総会に第三者割当による自己株式の処分を付議すること及び自己株式の消却及び取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月21日

北野建設株式会社 監査役会

常任（常勤）監査役	滝沢 登	Ⓢ
監査役	尾和 慶 褸	Ⓢ
監査役	西田 孝	Ⓢ
監査役	酒井 光 一	Ⓢ

(注) 監査役尾和慶褸、監査役西田孝及び監査役酒井光一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	39,550	流動負債	29,013
現金及び預金	21,723	支払手形	1,036
電子記録債権	43	電子記録債務	7,391
完成工事未収入金	12,905	工事未払金	8,874
販売用不動産	3,267	開発事業等未払金	79
未成工事支出金	100	未払法人税等	471
開発事業等支出金	763	未払消費税等	465
材料貯蔵品	196	リース債務	7
短期貸付金	60	未払費用	269
前払費用	81	未成工事受入金	8,145
その他当金	410	開発事業等受入金	11
貸倒引当金	△2	預り金	96
固定資産	31,356	前受収益	4
有形固定資産	16,207	賞与引当金	505
建物	6,366	役員賞与引当金	56
構築物	58	完成工事補償引当金	485
機械装置	235	その他	1,059
車両運搬具	15	固定負債	2,517
工具	10	リース債務	5
備品	894	繰延税金負債	1,557
土地	8,611	債務保証損失引当金	753
建物	11	その他	201
建設仮勘定	4	負債合計	31,530
無形固定資産	206	純資産の部	
借地の他	28	株主資本	35,271
その他の資産	178	資本金	9,116
投資有価証券	14,941	資本剰余金	2,535
投資会社株	9,292	その他資本剰余金	2,535
関係会社	971	利益剰余金	26,809
出資	0	利益準備金	2,284
長期貸付金	11	その他利益剰余金	24,525
従業員に対する長期貸付金	24	固定資産圧縮積立金	199
関係会社長期貸付金	4,241	繰越利益剰余金	24,325
長期前払費用	149	自己株式	△3,189
前払年金費用	889	評価・換算差額等	4,104
長期差入保証金	1,130	その他有価証券評価差額金	4,104
その他	719	純資産合計	39,376
貸倒引当金	△2,491	負債純資産合計	70,906
資産合計	70,906		

損益計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
完 成 工 事 原 高 価	80,681	
完 成 工 事 原 高 価	71,987	
兼 業 事 業 売 上 高 価	1,257	8,694
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	874	
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	81,939	382
兼 業 事 業 売 上 原 高 価	72,862	
総 売 上 総 利 益		9,076
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,621
営 業 外 収 入		4,455
受 取 配 当 金	54	
受 取 配 当 金	184	
受 取 保 険 解 約 返 戻 金	35	
受 取 保 険 解 約 返 戻 金	14	289
支 払 替 利 差 息 損	30	
支 払 替 利 差 息 損	33	
支 払 替 利 差 息 損	17	
支 払 替 利 差 息 損	4	86
経 常 利 益		4,658
特 別 利 益		
特 別 利 益	2	2
特 別 利 益	5	
特 別 利 益	7	13
税 引 前 当 期 純 利 益		4,647
税 引 前 当 期 純 利 益	1,189	
税 引 前 当 期 純 利 益	79	1,269
税 引 前 当 期 純 利 益		3,378

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
令和5年4月1日残高	9,116	2,535	2,535	2,284	199	-	21,601	24,085	△2,554	33,182
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△653	△653	-	△653
当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,378	3,378	-	3,378
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△634	△634
自己株式の処分	-	0	0	-	-	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	0	0	-	-	-	2,724	2,724	△634	2,089
令和6年3月31日残高	9,116	2,535	2,535	2,284	199	-	24,325	26,809	△3,189	35,271

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和5年4月1日残高	2,130	△0	2,130	35,312
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△653
当期純利益	-	-	-	3,378
自己株式の取得	-	-	-	△634
自己株式の処分	-	-	-	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,973	0	1,973	1,973
事業年度中の変動額合計	1,973	0	1,973	4,063
令和6年3月31日残高	4,104	-	4,104	39,376

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- (2) デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|---|
| 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| 販売用不動産 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切
下げの方法により算定） |
| 開発事業等支出金 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切
下げの方法により算定） |
| 材料貯蔵品 | 主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切
下げの方法により算定） |

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。ただし、建物（附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用不動産は定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。
 - ④ 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。
 - ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。
 - ⑥ 債務保証損失引当金
債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しています。
 - ⑦ 退職給付引当金
 - i 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 建設事業

建設事業は、主に施主との工事契約に基づき、建築、土木に関する建設工事の施工を行う義務を負っています。

工事契約は、当社の義務の履行により資産が生じる又は資産の価値が増加し、資産が生じる又は資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

建設工事の取引の対価は、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しています。進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しています。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で売上債権に振り替えています。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債(未成工事受入金)として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

② ホテル事業

ホテル事業では、宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っています。当該履行義務はサービス提供が完了した一時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しています。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けています。

建設事業に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

海外工事における必要資金の調達について先物為替予約を利用しています。これによりキャッシュ・フローが固定され、円安方向への為替変動による工事収支の悪化を回避しています。

③ ヘッジ方針

先物為替予約の締結は、稟議決裁を受けた後にこれを行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行われています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しています。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高

79,511百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産

16,207百万円

無形固定資産

206百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

(3) 債務保証損失引当金の計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

債務保証損失引当金 753百万円

② 当社は、出資している被保証先の借入金について、他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件とする株主サポート契約を差し入れています。

また、株主間契約において、当社は他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、被保証先が発行したA種優先株式の買い取り義務を負っています。

被保証先の事業環境、経営成績、財政状態、借入残高及び当社出資割合を考慮して損失負担見込み額を算定していますが、この見積りは、将来の不確実な経済状況及び被保証先の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,354百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、下記の資産を供託しています。

有価証券 ー百万円

投資有価証券 33百万円

② 担保に供している資産

土地 1,160百万円

建物 316百万円

③ 担保に係る債務

短期借入金 ー百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 271百万円

長期金銭債権 4,241百万円

短期金銭債務 81百万円

長期金銭債務 0百万円

(4) 保証債務に関する注記

次の会社の金融機関からの借入金に対し、当社は同社の他の出社とともに、一定の事象の発生を条件とする株主サポート契約を差し入れています。

ソヤノウッドパワー株式会社 5,447百万円

また、株主間契約において、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社が発行したA種優先株式500百万円の買い取り義務を負っています。なお、同社に対する当社の出資割合は8.3%です。

当事業年度において、債務保証損失引当金を753百万円計上しています。

5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	25百万円
売上原価	56百万円
販売費及び一般管理費	166百万円
営業取引以外の取引高	
営業取引以外の収益	59百万円
利息の受取	52百万円
その他	6百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の数	1,104,419株

7. 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産の発生の主な原因	
固定資産評価損	708百万円
貸倒引当金	867百万円
債務保証損失引当金	229百万円
関係会社株式評価損	408百万円
有価証券評価損	205百万円
販売用不動産評価損	292百万円
完成工事補償引当金	147百万円
賞与引当金	153百万円
その他	388百万円
繰延税金資産小計	3,401百万円
評価性引当額	△2,839百万円
繰延税金資産合計	562百万円
(2) 繰延税金負債の発生の主な原因	
前払年金費用	△271百万円
固定資産圧縮積立金	△87百万円
その他有価証券評価差額金	△1,761百万円
繰延税金負債合計	△2,119百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,557百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記 関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッド	中国香港	20,000千US\$	ホテル事業への投資	所有直接99.50	資金援助	—	—	長期貸付金	3,711百万円
						役員の兼任	利息の受取	48百万円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

サクラハノイプラザインベストメントカンパニーリミテッドへの長期貸付金に係る金利について、市場金利を勘案して決定しています。また、長期貸付金に対し、1,855百万円の貸倒引当金を計上しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,868円99銭
1株当たり当期純利益	583円08銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月17日

北野建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 征 仁
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 仁 士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北野建設株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は令和6年5月14日開催の取締役会において、第79回定時株主総会に第三者割当による自己株式の処分を付議すること及び自己株式の消却及び取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会会場ご案内図



※駐車場の用意がない為、お車でのご来場はご遠慮ください。

会場 長野市西後町1625番地
北野文芸座

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT